

### 細川律夫 厚生労働副大臣へ表敬訪問

～ 保育制度の充実と最低基準の遵守についてご理解を頂く ～

先般の衆議院総選挙の結果、日本の政権が変わり民主党が新たな政権政党として日本の政治を担うこととなりました。私たちは、こうした新しい政治情勢を踏まえ、それらの諸課題に対応した方針を検討し以降の保育運動を展開することが求められています。

こうした現状を踏まえて、この度10月8日に当連盟の黒川恭真会長、菅原良次常務理事を中心に新しく厚生労働副大臣になられた細川副大臣へ表敬訪問を行いました。

黒川会長挨拶ののち、菅原常務理事より資料に基づいて下記のような説明を行いました。

説明では、当連盟の組織の紹介に続いて、全国の認可保育園の現状をお伝えし、保育園を取り巻く諸課題について詳しく話がなされました。緊急に求められている待機児童対策と“安心こども基金の必要性”とこの度の地方分権改革推進委員会「第三次勧告の問題性」、少子化対策特別部会で進められている“制度改革と財源確保の重要性”について主に次のように触れました。

- ・都市部を中心に緊急の問題として求められてきた待機児童対策に保育園が対応していくためには、安心こども基金を計画どおり進めて頂くことがとても必要なことである。
- ・この度の地方分権改革推進委員会の第三次勧告において、とくに最低基準を撤廃する内容が示された。ご存じのように児童福祉施設最低基準は全国の保育園の子どもたちの生活を保障するもっとも重要なナショナルミニマムである。私たちは地方分権を推進することについてその総論は賛成する考えであるが、具体的に各分野毎にどれを地方に移譲するのが適当なのか否かすべてについて慎重に検討をしてご判断願いたい。

最低基準のようなこの国すべての子どもや家庭の生活を保障する基準を国が撤廃したり、地方自治体の条例に任せることはしてはならないことである。

- ・この国の将来を担う、すべての子どもと家庭、地域のために当連盟は取り組んでいる。利用者(住民)の負担軽減と生活支援はぜひ積極的に進めて頂きたい。安心して子どもを生み育てられるための生活支援の確立と子どもたちの「最善の利益」を保障するための一歩である最低保障としてのナショナルミニマム(最低基準)を制度的に確立することが、何より当連盟の考えである。
- ・児童手当・子ども手当は、上記を基礎とした上での「所得補助」であり「生活補助」であり、子どものいる家庭には「生活費や保育料、授業料」等に自由に活用できるメリットがある。これから「結婚、出産、子育て」を希望・計画している若い層に安心感と希望を与えることが出来る。とくに、この施策と上記のナショナルミニマム確立のための制度化が併せて確立されると、その効果は大きいといえる。
- ・その意味でも、現在社会保障審議会少子化対策特別部会で続けられている「次世代育成支援のための新たな制度体系の設計に向けた基本的考え方」(平成20年5月20日)とそれに基づく「第1次報告」(平成21年2月24日)をより充実・発展させることが重要である。

細川副大臣は、当連盟からの説明を終始、穏やかな表情でよく聴取されました。基本姿勢としても、最低基準を中心とした基盤の部分を整備し向上していくことは基本である旨述べられ、積極的なご理解を頂きました。

○ なお、とくに地方分権改革推進委員会勧告の件については近く要望書を政府関係各方面に提出するとともに原口総務大臣に早急に面会をすることで調整しています。

## 地方分権改革推進委員会第3次勧告に関する緊急要望活動について

地方分権改革推進委員会第3次勧告が示され、10月8日には首相宛て提出されました。しかしながら同勧告では、とくに「児童福祉施設等最低基準の廃止又は各自治体への条例委任」が示されており、急きょ当連盟として反対の要望書を取りまとめ各加盟組織を挙げた与党に対する陳情活動を展開することになりました。

同時に各大臣に向けて同内容を提出するとともに様々な方面から陳情を行い関係方面に向け説明を行っています。

全私保連発第 124 号  
平成 21 年 10 月 14 日

社団法人 全国私立保育園連盟  
各加盟組織代表者 各位

社) 全国私立保育園連盟  
会 長 黒川 恭 眞  
( 公 印 省 略 )

### 地方分権改革推進委員会第3次勧告に関する 緊急要望活動の協力依頼について(依 頼)

謹 啓

ますますご清祥のほどお慶び申し上げます。日頃より本連盟事業の推進について御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、既にご案内のように先般、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、「児童福祉施設最低基準の廃止」に関する内容が示され、首相宛て提出されました(参考参照)。

当連盟では現在、関連省庁の大臣、副大臣等を中心に同内容の具体的な推進については反対である意向を示し、理解を求める陳情を進めています。

つきましては、貴組織におかれても上記の問題について緊急に対応するため別添の要望書を活用の上、各地元の民主党総支部連合会に対して至急、陳情活動を展開されるようお願い申し上げます。

公務ご多用の中誠に恐縮には存じますが、上記の趣旨を何卒お汲み取り下さり、ぜひともご協力のほどお願い申し上げます。

敬 具

記

- 別添要望書をご活用の上、各地元の民主党総支部連合会に向けた陳情活動をお願いいたします。なお、その際には保育所にとっての児童福祉施設最低基準の意義やさらなる向上の必要性等についてできる限り詳細にお伝えください。

# 地方分権改革推進委員会第3次勧告に関するご要望 ～ 生活支援のための地方分権を推進するために ～

平成21年10月14日  
社団法人 全国私立保育園連盟  
会長 黒川 恭眞

この度、地方分権改革推進委員会第3次勧告が示され、先日8日には首相宛て提出されました。当連盟においても、将来に向け、着実に地方分権を推進していく方向性については異論のあるところではありません。しかしながら、“子どもの育ちや社会保障に関わり”地域住民の生活に密着する項目については、とくに拙速な措置は避けることが必要です。そのことが延いては、国民全体、とりわけ弱者の生活を支援する地方分権の確立につながると考えるからです。保育政策・制度は日本の労働・経済政策の根幹をなす制度です。

全国の認可民間保育園からなる当連盟では、こうした姿勢に基づき、この度の勧告における「児童福祉施設等最低基準の廃止又は各自治体への条例委任」については、以下のように入考え入ます。子どもたちやその家庭の生活を支援できる地方分権の推進を、国や地方自治体と共同して実現していき入たいことを願入要望入たします。

## 1. 子どもと家庭の生活支援を最優先にした、地方分権の推進を求め入ます。

児童福祉施設最低基準（以下「最低基準」）は、一番子どもたちの育ちと生活に密着した権利擁護のシステムであり、国民及び弱者のセイフティーネットです。安心して子どもを生み育てられるための生活支援を確立させ、分権の意義や恩恵を住民が実感できる推進のために、子どもたちの「最善の利益」を保障するための一歩である最低保障としての最低基準を維持確立することが必要です。

## 2. 最低基準を国レベルのナショナルミニマムとしてより向上させることを優先し、前提にした地方分権を推進してください。

これまで認可保育園は待機児童の早期解消を目指し、限られた財源の中で積極的にオーバー一定員を受入れ、分園の創設等で可能な限り対応してきて入ます。しかしこの間、公営保育所が一般財源化され、企業の参入等の「規制緩和」を繰り返して入ます。これ以上の「規制緩和による対応」は必然的にサービスの劣化や基準の退廃をもたらし、すでに保育現場や利用者全体にとって不利益となる深刻な事態をもたらして入ます。

こうした旧与党時代に推進された「市場化・効率最優先の規制改革」の路線の中で誕生した認定こども園や、例えば東京都がやむを得ず制度化せざるを得なかった認証保育所を発生させてしまい生活支援の混乱を巻き起こして入る現時点では、国が一度すべてを引き上げて、責任をもって統一したナショナルミニマムのガイドラインである最低基準を早急に見直し向上させる必要があります。

### 3. 最低基準の撤廃は待機児童対策には無効です。

待機児童対策は緊急対策として、より急がなければならない課題ではありますが、上記の理由からも例えば最低基準の廃止のような拙速すぎる実行も避けなければなりません。

仮にマスコミ報道が正しいとすれば、安易に短期間の限定された検討のみで、現行の最低基準を急激に変えてしまうこと、保育所を利用できない層に対して有効か否かも未確認のまま不完全なしくみを現実に導入することは、現行の利用者はもちろん待機している世帯全体に不利益を被らせることは十分に考えられ、あまりにも危険です。現在、全国の認可保育園を利用する 210 万人以上の乳幼児をもつ家庭にサービスの劣化による社会的不利益を受け入れさせることは子どもと弱者の生活支援のさらなる後退につながることは目に見えています。

さらに社会福祉施設中、群を抜いて数の多い現行の保育所全体をそのような形に移行することによる社会的混乱は、待機児童の対応はおろか利用者全体においても有効な策とは思われません。

### 4. 国の大幅な公費投入による待機児童の多い都市部に限定した認可外保育所の活用等を検討する必要があります。

1 から 3 の内容を前提にした上で、待機児童の緊急な対策のためには最低基準の撤廃より、むしろ現行の認可外保育所について、待機児童の多い都市部に限定して、時限的に活用していくことも積極的に検討する必要があると考えます。

認可外保育所の活用について例として、「①「待機児童」がいる地域に限定する。② 法律ではなく「例えば「政令」等による 5 年間の限定的」なものとする。③ 認可保育所への 3 年ないし 5 年程度の移行期間を明記する。④ 「認可保育所」の法律・政令等の規定・規則を適用（準用）する。」等、弾力的対応も考えられます。

併せて、現行の認定こども園についても、第一類型の幼保連携型にその他のタイプを同様の方法で移行させる必要もあります。そのためには、国レベルの大幅な公費投入を子育て支援施策の一環として早急に具体化することが必要であると考えます。

## (参考)

### 保育所設置、地域の実情に合わせた基準で

原口総務相(地域主権推進担当)は6日、副大臣、政務官との政務三役会議で、地方自治体の仕事を国が法令で縛る「義務付け・枠付け」のうち、「象徴的な項目」を年内にも廃止・縮小、緩和するための調整に着手するよう指示した。

認可保育所など福祉施設の全国一律の設置最低基準などを対象とする方針で、市区町村が地域の実情にあった基準で保育所を設けられるため、待機児童の解消につながるとの期待が出ている。

政府は来年の通常国会に「新地方分権一括法案」を提出し、義務付け・枠付けを見直す方針だが、今回の指示は、その成立を待たず、国民生活に直結した分野で前倒してできるものは実行し、分権改革に弾みをつける狙いがある。

保育所の最低基準は児童福祉法に基づく省令で定められており、「屋外遊戯場面積1人あたり3・3平方メートル以上」といった設置義務などがある。指示を受け、総務省は設置基準を市区町村の条例で定められるように、所管の厚生労働省に省令改正を求める方針だ。また、特別養護老人ホームなど老人福祉施設の設置・運営基準なども、前倒して廃止・縮小、緩和を実施する方向だ。

[ 2009年10月6日 読売新聞 ]

### <保育所> 政府、設置基準規制を緩和へ 待機児童解消狙い

政府は11日、認可保育所の設置基準などの規制を緩和する方針を固めた。国が地方自治体の業務を法令で規制する「義務付け・枠付け」の大幅な見直しを求めた地方分権改革推進委員会第3次勧告を受け、保育所については自治体が設置基準を条例で自由に決められるようにする。11月までに必要な法令の改正を整える方針で、自治体の条例改正が進めば、早ければ年内にも実現する見通しだ。

民主党が衆院選のマニフェスト(政権公約)に盛り込んだ「保育所の待機児童の解消」が期待されている。

保育所の設置基準は、児童福祉法に基づいて厚生労働省の省令「児童福祉施設最低基準」で規定されている。例えば、2歳以上の幼児が入所する保育所は(1)保育室か遊戯室(2)屋外遊戯場(3)調理室(4)トイレ——の設置が義務付けられ、保育室の面積は幼児1人について1.98平方メートル以上、屋外遊戯場は1人につき3.3平方メートル以上など細かい規定がある。

自治体からは「保育所の設置環境は地域で異なる。地域の実情に応じて運営できるよう、施設の基準設定を市町村に移譲すべきだ」(全国知事会)などの声が強まっていた。分権委も8日、国による保育所の設置基準が不必要な「義務付け・枠付け」だとして、廃止や見直しを求める第3次勧告を鳩山由紀夫首相に提出した。

政府は、保育所の基準緩和を早期に実現できないかを検討。長妻昭厚労相と原口一博総務相が9日に協議し、厚労省令の改正を検討する方針を確認した。保育所の設置基準のほか、省令で乳幼児の年齢ごとに細かく規定されている保育士の配置人数についても、見直しを検討する。

厚労省によると、待機児童は都市部に集中し、全待機児童数の8割程度を占める。都市部では、保育室の面積や屋外遊戯場を十分に確保できず、認可保育所が増えにくいいため、待機児童の増加につながっているとの指摘もあった。【石川貴教】

【ことば】▽待機児童▽ 保育所に入所を申し込んでも満員で入れない児童のこと。09年4月時点(2万5384人)では前年比で3割増となり、同方法で統計を取る01年以降最高となった。自民党政権時代の08年、政府は10年間で利用者を100万人増やす「新待機児童ゼロ作戦」を発表し対策に乗り出したが、効果はまだ出ていない。

[ 2009年10月12日 毎日新聞 ]

## 待機児童解消で幼保一元化を加速 子育て支援の目玉に

鳩山内閣は11日、保育所入所を待つ待機児童の解消に向け、幼稚園と保育所の機能を一つにする「幼保一元化」を加速させる方針を固めた。子育て支援の目玉政策とする考えだ。仙谷由人行政刷新担当相が主導し規制改革として取り組む。刷新会議では、幼稚園と保育所を一元化した現行の総合施設「認定こども園」の認定基準の緩和や手続きの簡素化、地方自治体の担当部署の統一促進などが検討される見通し。

[ 2009 年 10 月 12 日 共同通信 ]

## 鳩山内閣「幼保一元化」を加速へ 子育て支援の目玉に

鳩山内閣は11日、保育所入所を待つ待機児童の解消に向け、幼稚園と保育所の機能を一つにする「幼保一元化」を加速させる方針を固めた。子育て支援の目玉政策とする考えだ。仙谷由人行政刷新担当相が主導し規制改革として取り組む。仙谷氏は同日のNHK番組で「幼保一元化がなぜできなかったのか。この構造をどう変えるのかが問題だ」と指摘した。

また、これまでの政権下での規制改革会議が製造業への労働者派遣解禁を提言するなど“小泉改革”色が濃いことから、この改組を検討。廃止して行政刷新会議が役割を担う案も浮上している。仙谷氏が副大臣ら「政務三役」で確認した。

厚生労働省の調査では、今年4月現在の待機児童は約2万5千人で、前年同月比で増加の数、率とも最大となった。状況改善のため「幼保一元化」推進を求める声も強いが、就学前の子どもを教育する幼稚園を所管する文部科学省と、親の共働きで保育が難しい子どもを長時間受け入れる保育所を所管する厚生労働省の縦割りが障害となっているとされる。

刷新会議では、幼稚園と保育所を一元化した現行の総合施設「認定こども園」の認定基準の緩和や手続きの簡素化、地方自治体の担当部署の統一促進などが検討される見通し。文科省と厚労省の二重行政解消にも踏み込む構えだ。

麻生太郎前首相がことし5月に一元化検討を指示しながら「文教族」議員の反対などで断念した経緯もあり、一元化を推進して鳩山内閣の政治主導をアピールする。ただ文科省と厚労省の抵抗は必至。民主党内でも日教組出身の議員らは一元化に消極的とされ「どこまで抑えきれるか」(政府関係者)と懸念する声もある。

[ 2009 年 10 月 12 日 共同通信 ]